

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	委員報酬・謝金等の源泉所得税にかかる法定調書作成(取りまとめ)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府知事は、委員報酬・謝金等の源泉所得税にかかる法定調書作成(取りまとめ)事務に関する事務において特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱うにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府知事

公表日

令和7年11月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	委員報酬・謝金等の源泉所得税にかかる法定調書作成(取りまとめ)に関する事務	
②事務の概要	講師・委員等へ謝金等を支払った際は、所得税の源泉徴収を行うとともに、その1年間の実績を取りまとめた法定調書を、翌年の1月に税務署及び市町村に提出する必要がある、平成28年1月1日からのマイナンバー制度の実施に伴い、平成29年1月に提出する法定調書から、前年中に一定額を超える謝金等の支払を受けた個人のマイナンバーの記載が義務付けされたもの。 事務の流れは以下のとおり。 ①支払所属において、講師・委員等へ謝金等を支払う方に対しマイナンバー収集を行う。 ②収集したマイナンバーは支払所属において、原則当日中にマイナンバー管理システムに登録する。 ③法定調書作成の際にマイナンバー管理システムに登録した個人番号を税務署及び市町村に提出するファイルに付与し、提出する。 ④提出後、個人番号を付与したファイルは削除する。	
③システムの名称	マイナンバー管理システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
委員報酬・謝金等に係る支払情報		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第4項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]	
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	会計課	
②所属長の役職名	会計課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府会計課	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府会計課	
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

廻りした姓田	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
[基礎項目評価書]		2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー取扱いに係るマニュアルを策定し、取扱者を限定してマイナンバー管理システムにおいて管理している。 ・税務署や市町村に送付するファイルには、提出直前にマイナンバー管理システムからマイナンバーを取り出して記載し、送付後直ちにマイナンバーは削除している。ファイル作成から提出、データ削除まで、すべて2名体制で行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 特に力を入れている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー取扱いに係るマニュアルを策定し、取扱者を限定してマイナンバー管理システムにおいて管理している。 ・税務署や市町村に送付するファイルには、提出直前にマイナンバー管理システムからマイナンバーを取り出して記載し、送付後直ちにマイナンバーは削除している。ファイル作成から提出、データ削除まで、すべて2名体制で行っている。	

[illegible]